

用 第 51 号

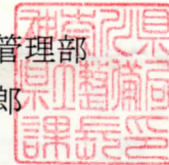
平成 27 年 10 月 20 日

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）

会長 比留間 哲生 様

神奈川県県土整備局事業管理部

用地課長 佐藤 治郎



「事業認定に関する質問と要請（求回答）」について（回答）

平成 27 年 10 月 6 日付けで神奈川県知事あて、事業認定に関するご質問と要請をいただきました。

知事あての親展文書となっておりますが、事業認定に関する内容でありますので、所管しております県土整備局事業管理部用地課から、このたびの都市計画道路上郷公田線の事業認定における県の考え方及び認識について、次のとおり回答いたします。

はじめに、ご質問の件ですが、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「宅造法」という。）第 2 条第 1 号では、「宅地」とは、「農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。」と定義されており、道路は「宅地」には含まれておりません。

また、宅造法同条第 2 号の規定では、「宅地造成」とは、「宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。」とされており、道路等の宅地以外の土地にする場合は「宅地造成」に該当しません。

したがって、現在「宅地」、「宅地以外」のいずれの土地であっても道路等の「宅地以外」の土地にする場合は、宅造法に定める「宅地造成」には該当しないものとなっております。

このことから土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 18 条第 2 項第 5 号では、「起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書」を事業認定申請書に添付しなければならない、とされておりますが、上記のとおり、上郷公田線道路整備事業（以下「本件事業」という。）の道路整備工事は「宅地造成」に当たらないことから、「法令の規定による制限があるとき」には該当せず、事業認定庁として、

申請書への意見書の添付は不要と判断したものです。

なお、事業認定庁としては、起業者が本件事業における道路整備工事が宅造法の規制対象となるかどうかについて、本件事業の施工区域内で宅造法を所管する横浜市の担当部署に確認したところ、宅造法の規制の対象とならないことを、起業者から確認をしております。

これらのことから、このたび事業認定を行った都市計画道路上郷公田線の手続きにあたりましては、事業認定庁として関係法令に基づき適切に対応しておりますので、認定手続きをやり直す考えはありません。

問い合わせ先

企画指導グループ

電話(045)210-6145(直通)